



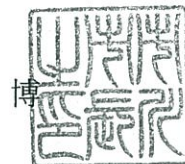
市川第20161003-0392号

平成28年10月25日

市川市廃棄物減量等推進審議会

会長 三橋規宏 様

市川市長 大久保



今後の不適正排出対策のあり方について（諮問）

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年条例第13号）第8条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

今後の不適正排出対策のあり方について

2 諮問理由

本市では、平成27年5月に市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「いちかわじゅんかんプラン21」という。）を改定し、「資源循環型都市いちかわ」の実現に向けて、さらなるごみの減量・資源化に向けた取組を推進しております。

この中で、本年度からは、ごみの減量・分別に関する広報・啓発を強化するとともに、平成29年4月から実施するごみ収集回数の削減に向けて市民の理解と協力を得るため、市民への周知活動を進めているところであります。

ごみの減量と資源化を進めていくためには、排出者である市民や事業者の協力が必要不可欠であります。一部のごみ集積所においては、指定袋を使用しない、分別の状況が著しく悪い、収集日以外にごみを排出するなど、ごみの排出ルールが遵守されていない状況があるほか、事業系ごみについても、ルールに違反して家庭ごみ集積所へ排出する事例や、容易に分別が可能な資源物が分別されずに排出される事例が一部に見受けられます。

いちかわじゅんかんプラン21においては、目標を達成するために重点的に取り組む施策として、不適正排出への対策の強化が位置づけられており、ごみの減量・資源化及び適正処理を市民・事業者・行政の協働で進めていくための前提となる、排出者の責任の徹底を図り、公平性の高い対応を進めていくためには、基本的な分別排出ルールに違反したごみへの対策をさらに強化していく必要があります。

つきましては、今後の不適正排出対策のあり方について、ご審議いただきたく、諮問するものです。